

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 29 日

(別 記) 御 中

厚生労働省政策統括官付医療情報連携担当参事官室

令和 8 年 10 月以降の電子処方箋の導入補助について

日頃より、厚生労働行政に対する御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療情報化支援基金（ICT 基金）による電子処方箋の導入補助については、昨年度、補助対象とする導入期限を令和 8 年 9 月まで延長した上で、令和 7 年 10 月以降に導入した施設に対しても補助を実施することとしておりました。

今般、医療機関向けの電子処方箋管理サービスへの接続支援（電子カルテの改修）については、その期限が令和 8 年 9 月 30 日であったところ、令和 9 年 3 月 31 日まで延長することいたしましたのでお知らせします。

ただし、現在、厚生労働省において、電子カルテ、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスの一体的導入の普及促進を進める観点から、令和 9 年度に以下のような支援を行うことを検討しております。

①厚生労働省において認証されたクラウドネイティブ型電子カルテ製品

（※）の導入支援

②政府の医療 D X サービスへの接続機能を有する「パッケージ版電子カルテ製品」（※）の導入支援（電子カルテ更改時）

（※）：①・②の製品ともに電子処方箋管理サービスへの接続機能を有することを要件とする予定です。

本補助金の利用の検討の際には、こうした点や政府の医療 D X サービスへの接続機能の有無も考慮の上、各医療機関の電子カルテの導入・更新の計画をご検討いただくよう、お願いします。

なお、薬局については補助対象とする導入期限を令和 8 年 9 月までで終了としております。

補助金に関する詳細な情報については、医療機関等向け総合ポータルサイト

への掲載及び、医療機関等向け総合ポータルサイトにアカウント登録いただいている医療機関・薬局に対してはメールによりお知らせいたします。

つきましては、貴会会員の医療機関・薬局に対して、本件について周知いただきますようお願いいたします。

また、すでに電子処方箋を導入している医療機関・薬局に対しては、引き続き「電子処方箋の機能拡充の促進事業」にて院内処方機能を追加した場合の導入補助を実施しておりますのであわせて周知をお願いいたします。

【別添資料】

- ・別添： 令和8年10月以降の電子処方箋の導入補助

【参考】

- ・電子カルテ普及計画 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_76122.html)
- ・令和9年度各部局の概算要求 政策統括官（情報政策担当） 参考資料 (<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/27syokan/dl/gaiyo-15-2.pdf>)

(別記)

公益社団法人 日本医師会

公益社団法人 日本歯科医師会

公益社団法人 日本薬剤師会

一般社団法人 日本病院会

公益社団法人 全日本病院協会

公益社団法人 日本精神科病院協会

一般社団法人 日本医療法人協会

一般社団法人 日本社会医療法人協議会

公益社団法人 全国自治体病院協議会

一般社団法人 日本慢性期医療協会

一般社団法人 国立大学附属病院長会議

一般社団法人 日本私立医科大学協会

一般社団法人 全国公私病院連盟

社会福祉法人 恩賜財団済生会

一般社団法人 日本病院薬剤師会

一般社団法人 日本保険薬局協会

一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会

一般社団法人 日本薬局協励会

一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会

日本赤十字社

国家公務員共済組合連合会

全国厚生農業協同組合連合会

社会福祉法人 北海道社会事業協会

独立行政法人 国立病院機構

独立行政法人 労働者健康安全機構

独立行政法人 地域医療機能推進機構

国立研究開発法人 国立がん研究センター

国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター

国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター

国立健康危機管理研究機構

防衛省人事教育局衛生官

文部科学省高等教育局医学教育課

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会

医療情報化支援基金（ICT基金） 令和8年10月以降の電子処方箋の導入補助

第11回「電子処方箋等検討ワーキンググループ」
（令和8年9月29日）資料1

- 医療機関に対する電子処方箋管理サービスの導入に係る費用への補助について、**補助対象とする導入期限を令和9年3月まで延長し、施設への補助を引き続き実施する。**薬局については、補助対象とする導入期限を令和8年9月までで終了する。
- ただし、現在、厚生労働省において、**電子カルテ、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスの一体的導入の普及促進を進める観点から、令和9年度に①厚生労働省において認証されたクラウドネイティブ型電子カルテ製品（※）の導入支援、②政府の医療DXサービスへの接続機能を有する「パッケージ版電子カルテ製品」（※）の導入支援（電子カルテ更改時）を検討**しており、本補助金の利用の検討の際には、こうした点や政府の医療DXサービスへの接続機能の有無も考慮の上、各医療機関の電子カルテの導入・更新の計画をご検討いただくよう周知する。
（※）①・②の製品ともに電子処方箋管理サービスへの接続機能を有することを要件とする予定。
- 令和9年4月以降の取扱いについては、電子カルテの普及計画等を踏まえた電子カルテと電子処方箋の一体的な導入に係る補助の内容を改めて検討する。

令和8年9月までに導入	大規模病院	病院	診療所	大型チェーン薬局	薬局
院外処方機能 （基本機能＋追加機能）	200.7万円を上限に補助 ※事業額の602.2万円を 上限に、その1/3を補助	135.3万円を上限に補助 ※事業額の405.9万円を 上限に、その1/3を補助	27.1万円を上限に補助 ※事業額の54.2万円を 上限に、その1/2を補助	13.8万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を 上限に、その1/4を補助	27.7万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を 上限に、その1/2を補助
院外処方機能＋院内処方機能 （基本機能＋追加機能＋院内処方機能）	247.7万円を上限に補助 ※事業額の743.2万円を 上限に、その1/3を補助	169.6万円を上限に補助 ※事業額の508.8万円を 上限に、その1/3を補助	35.9万円を上限に補助 ※事業額の71.7万円を 上限に、その1/2を補助	15.1万円を上限に補助 ※事業額の60.3万円を 上限に、その1/4を補助	30.2万円を上限に補助 ※事業額の60.3万円を 上限に、その1/2を補助
令和8年10月以降導入	大規模病院	病院	診療所	大型チェーン薬局	薬局
院外処方機能 （基本機能＋追加機能）	200.7万円を上限に補助 ※事業額の602.2万円を 上限に、その1/3を補助	135.3万円を上限に補助 ※事業額の405.9万円を 上限に、その1/3を補助	27.1万円を上限に補助 ※事業額の54.2万円を 上限に、その1/2を補助	なし	なし
院外処方機能＋院内処方機能 （基本機能＋追加機能＋院内処方機能）	247.7万円を上限に補助 ※事業額の743.2万円を 上限に、その1/3を補助	169.6万円を上限に補助 ※事業額の508.8万円を 上限に、その1/3を補助	35.9万円を上限に補助 ※事業額の71.7万円を 上限に、その1/2を補助	なし	なし

【大規模病院】病床数が200床以上の病院 【大型チェーン薬局】グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局

【追加機能】リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧、マイナンバーカードによる電子署名対応、処方箋D検索